

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年12月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	斉藤芳夫君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	飯室崇君	上下水道部長	飯沼覚君
建設課長	岩下和也君	都市計画課長	輿石春樹君
農林振興課長	下笹俊彦君	商工観光課長	長田裕二君
上水道課長	小林信生君	下水道課長	山田洋君
建設総務係長	高橋努君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	輿石文明君	建設開発指導係長	二宮千栄君
整備係長	中澤一昭君	農林総務係長	中島茂樹君
上水道総務係長	二宮仁君	下水道総務係長	小松利也君
建設管理係長	芳賀康貴君		

職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長 武川 訓 書記 山岡 広司
書 記 有野 恵里

審査内容

1 条例等審査

議案第75号 市道路線認定の件

議案第76号 市道路線変更の件

議案第74号 甲斐市双葉集出荷所条例の廃止の件

議案第81号 指定管理者の指定の件（甲斐市コミュニティーホール双葉）

議案第82号 指定管理者の指定の件（双葉登美団地地域し尿処理場）

2 補正予算審査

議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

議案第68号 平成27年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成27年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第69号 平成27年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 平成27年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午後 1時26分

○書記（有野恵里君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、赤澤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 改めまして、こんにちは。ご苦労さまでございます。

口癖のようですけれども、全くことしの冬は暖かくてきょうも特に暖かくて、10月ぐらいの陽気のようです。何にしても体調に十分気をつけて本議会を行っていただきたいと思えます。

きょう本委員会で初日に付託された議案を皆さん方に審査してもらうわけでございますけれども、どうか慎重審議をしていただいでよろしくお願いいたしますと思えます。

以上です。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（赤澤 厚君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、市当局の答弁もわかりやすい説明をお願いいたします。

なお、本日委員会は、委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可していますので、ご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思えます。傍聴議員の皆様方の質疑はさきに申したとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程（予定）により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等の審査を行います。

議案第75号 市道路線認定の件及び議案第76号 市道路線変更の件につきまして関連がありますので、一括の議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 本日もお疲れさまです。

建設課から市道路線認定の件について説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案集83ページ、議会資料82ページになります。

議案集83ページの表で説明させていただきます。

議案第75号 市道路線認定の件につきましては、道路法第8条の規定により本定例市議会において路線認定の議決をお願いするものでございます。

今回、認定をお願いする路線につきましては、4路線になります。

路線番号787、市道国道主水稻久保線、路線番号288、市道国道割石稲久保1号線、路線番号289、市道国道割石稲久保2号線、路線番号290、市道国道上ノ山峯下線です。

今回認定をお願いする4路線につきましては、国が行いました一般国道20号の道路改修工事に伴い、市で農道に位置づけられておりました道路を現況を精査し、市道に認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、現場で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案集85ページ、86ページ、議会資料61ページ、62ページになります。

議案集85ページで説明させていただきます。

議案第76号 市道路線変更の件につきましては、道路法第10条で準用される同法8条の規定により、本定例市議会において路線変更の議決をお願いするものでございます。

今回認定をお願いする路線変更につきましては、3路線になります。

まず最初は、路線番号24、国道寺町線であります。

場所につきましては、議会資料の62ページをお願いいたします。

議会資料62ページの1番上の囲みになりますが、路線番号24号で変更という表示になっております。双葉地区にありますボーリング場、ダイトースターレーンの北側に位置するところでございます。

本日お配りした資料1をごらんいただけますか。

この路線変更につきましては、先ほど説明しました市道路線認定同様、国が行いました一般国道20号の道路改修工事に伴い、青色部分の取り付け道路が新設されましたので、国道寺町線に追加し、道路延長及び道路幅員の変更をお願いするものでございます。

次に、路線番号102、牛句八ッ頭線及び議案集86ページになります。路線番号1298、富士塚線であります。

場所につきましては、議会資料61ページをお願いいたします。

敷島地区にあります敷島総合公園及び矢木羽湖の北側に位置するところでございます。

本日お配りしました資料2をごらんください。

この2路線の道路変更につきましては、県が行っております茅ヶ岳東部地区広域農道整備事業に伴い、青色部分の取り付け道路が新設されましたので、牛句八ッ頭線につきましては、道路終点と道路延長の変更を、富士塚線につきましては、道路終点、道路延長及び道路幅員の変更をお願いするものであります。

なお、簡易な市道路線変更につきましては現場には行かず、図面での確認をお願いしているところでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、市道路線認定の現地確認をよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

審査については、現地踏査の後、委員会に戻ってから行います。

ここで、現地踏査にかかわる委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地に向かうため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今説明で青色のところ为新設をされたので変更するというような説明を聞いたんですけども、この資料だとなんか新が赤で旧が青になっているんですけども、なんか説明と違うのではないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。これでいいの
か。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長、説明をもう一度お願いします。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 大変申しわけございません。資料1及び資料2につきまして、申しわけありません、新しく新設されたのが赤色です。青い色が旧道になっています。私の説明がまるっきり逆でした。大変申しわけございません。訂正しておわび申し上げます。申しわけありません。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） それでは、説明が違っていたということで理解しますが、この青い部分の今まであったのは変更だということだと、これはなくなると、いわゆる市道でなくなるという解釈でいいわけですか。赤が追加でなくて、青い部分は完全に廃止をして赤い部分がそれにかわって市道になるよということの解釈でよろしいですか。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員、詳細については現地踏査帰ってきてから行いますので、とりあえず現地踏査に行った後に審査を行いますので、そこで説明をまた受けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時45分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

報告をいたします。

山本英俊委員におかれましては、早退の旨、連絡がありましたので、ご承知おき願います。
現地踏査ご苦労さまでございました。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第75号、第76号について一括で委員の質疑を受けたい
と思います。

質疑はございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 先ほども行く前にちょっと言いかけたんですが、今の現地調査の
ところでは行かなかったんですが、路線変更のところがありますよね。青いところを廃止して赤
いのが新規に市道に認定をするという変更ですが、そうするとこの青い部分については、ど
ういう扱いになるのかということをお尋ねします。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 現地調査大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

市道の路線変更の説明をもう一度させていただきたいと思います。

本日お配りした資料1のほうをお願いします。

まず、路線番号24、国道寺町線の変更でございますが、旧道、青い部分に新しくつくり
ました赤い部分、新道を加えまして、両方を市道としてここににつきましては管理をするもの
でございます。

そして、資料2をお願いします。

資料の2、路線認定1298、富士塚線であります。ここに付きましても、先ほどの国道
寺町線同様、旧道、青い部分と新道、赤い部分を合わせた中、両方を市道として管理するも
のでございます。

最後になります。路線番号102、牛句八ッ頭線でございますが、ここに付きましては、旧
道部分は今後法定外の赤道扱いとなりますので、赤い部分、新道の部分だけを市道認定をし
まして、今後管理することになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。引き続き市のほうで管理をするものはしていくというのですが、何回かこうして市道の認定がされているわけですが、市道とか、それから農道とか、あるいは赤道とか、市が管理している道路というのものがあるわけですが、林道もあるかもしれませんが、市道としての認定基準というのはあると思いますけれども、どんなぐあいになっているのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） 市道の認定でございますけれども、基本的に道路の要綱に基づきまして、幅が4メートル以上で側溝がついているものですが、中には例外として、そこから農道に接続するなど4メートルに満たない場合は、その幅でとっておりますけれども、原則として幅4メートル以上で道路側溝がついているものという基準でやっております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 新しく認定をするものは、そういう基準でやると、当然前に認定してあるもので3メートルとか4メートル未満のものもありますし、側溝もないところもございますが、新基準については、そういう形でいくというご答弁いただきました。

この直接市道とは関係ありませんが、先ほど見に行ったところのいわゆる国道10号線くぐってボックスカルバートに戻ってまたバイパスに戻ってくる部分があるわけですが、サテライトが多分あそこにありますけれども、当初サテライト双葉があそこへ出る際に、説明でいずれ国道の下をくぐってぐるっと回る道路が出るので、それに接続をして北から駐車場のほうへ入れるようにしていきたいという説明がございました。これはもちろん市がやるわけではありませんけれども、市道へ接続をするという形になりますが、そういうような計画とかそういう内容のお話はお聞きになっているかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室部長。

○建設産業部長（飯室 崇君） サテライト双葉の関係のご質問でございますけれども、今のところ市のほうへは、市道を直接そのサテライト双葉に乗り入れてというふうなお話は聞いてないわけでございますけれども、当初下をくぐってぐるると回ってというふうなお話してございますが、サテライトのところもこちら葦崎方面に向かっていってサテライトの信号を入りまして、前はなかったんですけれども、あそこをぐるると回ってまた上り線に入れるような道路は整備したのは承知しております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 当然それは整備するとすれば市がするのでなくてサテライトのほうですということですが、当初はそういう計画があったということですので、またそういう市道の一部接続をしてほしい、させてほしいというような話があるかもしれませんが、その際にはそういうことを住民というか、開始する際に地元とかそういうところへも説明してありますので、一応承知をさせていただきたいと思います。これは結構です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案ごと順次討論、採決を行います。

初めに、議案第75号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第75号 市道路線認定の件を終わります。

次に、議案第76号 市道路線変更の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号 市道路線変更の件を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

次に、議案第74号 甲斐市双葉集出荷所条例の廃止の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

下笹農林振興課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） お疲れさまです。

それでは、議案集81ページをお願いいたします。

議案第74号 甲斐市双葉集出荷所条例の廃止の件についてご説明いたします。

甲斐市双葉集出荷所につきましては、昭和63年9月に建設され、旧双葉町時代から梨北農業協同組合に管理委託をお願いし、また、平成16年甲斐市合併以降は、甲斐市双葉集出荷所条例により指定管理施設として梨北農業協同組合による指定管理を行ってまいりました。

この施設は、梨北農業協同組合の営業施設で指定管理導入検討委員会により公の施設にそぐわないとの結果により、来年3月31日の指定管理期間満了を機に条例を廃止し、指定管理施設から除くこととなりました。

なお、指定管理料は無料により管理運営をお願いしておりましたので、今後におきまして

も無償での貸し付けをしまいが、今後梨北農業協同組合と協議を進め施設の譲渡処分を検討してまいりたいと考えております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今説明を受けましたが、そうすると、この最初の設置の経緯がわからないものですかお聞きしますが、これは旧双葉町のほうで例えば国から県からの補助金等をもらって建てたものなのか、その土地とか建物も登記までしてあるかどうか知りませんが、それはどういう形になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 当施設につきましては、当時双葉町のときに国庫補助を受けまして施設をつくったというふうに伺っております。

なお、底地につきましては、旧双葉町、現在は甲斐市ということで、そのようになっておりましたので、その辺も含めて今後譲渡処分の方法を考えていきたいと思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、集出荷所というのは、全て市が土地も建物も全部、農協が例えば半分持っているとかということではなしに旧双葉町が全て設置をしてあったということですが、指定管理の前は市が直接管理をされていたのかどうか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 合併前につきましては、旧双葉町において梨北農業協同組合のほうに委託をしていたというふうに伺っております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、この指定管理は来年3月で終わるということですが、そうするとすぐに払い下げとか譲渡ができればいいですけども、そうでない期間というのは、旧に戻って有償か無償か知りませんが、貸し付けをするというような形態になると、そういうことの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 施設につきましては、鉄骨づくりの集出荷所になっておまして、それは登記もしてございませんので、それは現梨北農業協同組合の集出荷所というこ

とで営業施設として使っておりますので、その施設についてはそのままということで、無償で今まで指定管理もしておりましたので、旧双葉町の時代から無償でということでした。

土地につきましては甲斐市名義になっておりますので、その辺につきましては、梨北農業協同組合も北杜市とかいろいろな施設を持っておりますので、その辺のことも勘案しながら検討を今後していくんだらうというふうに思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 市の財産であるこの集出荷所を梨北農協のほうへ今までは無償でしたけれども、いずれは譲渡してしまうということで、ある程度整理することもやむを得ないかとは思いますが、ただ気がかりなのは、国庫補助金をもらって整備してあるということですから、ありますよね、処分するには年数とか、国庫補助でつくった場合には、他へ転用する場合にはどうだとか、譲渡する場合にもという制限がありますけれども、その辺の年数とかはクリアできているわけですか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 国庫補助の耐用年数については、まだ残っております。それで、無償での貸し出しということであれば、今のところ影響ないというふうな格好がありますので、国庫補助の期限が切れた後に処分とかそういったふうな方法が出てくるのではないかとこのように考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、先ほどの説明ですとすぐにでも譲渡するようなお話のように聞こえたんですけども、そうでなくて4月以降は無償で貸し付けをしておいてその支障がなくなってから処分をするということでもいいわけですね。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） そのような形になるかと思えます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 関連です。今の説明の中で建物はあれなんですけれども、土地は甲斐市のものということなんですけれども、今米山委員の質問のようにスムーズにいけばいいんですけども、行く行く建物は建物の集荷所と裏にまた何か施設みたいのがそれも含めてということですよ。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） その集出荷所が広域ロードの入り口に位置してございます。
その奥にコミュニティーホール双葉という農協の建物があるわけですが、そちらについては、
これからまた指定管理のほうでお話をいたしますが、その2階部分が甲斐市のもの、下は梨
北農業協同組合、土地も梨北農業協同組合というふうな格好になっておりますので、今回こ
の条例廃止のこの議案として出ているものについては、入り口の集出荷所の部分のみとなっ
ております。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） わかりました。では、入り口の部分だけということですがけれども、あ
の土地全部は旧双葉というか甲斐市のものということですよ。土地はあくまでも全部あの
区域のところは甲斐市のものという形、そこだけ。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） あそこの集出荷所が入り口にありまして、続き地で奥のほう
のコミュニティーホールがあるわけですが、集出荷所が乗っている土地というのが甲斐市の
もので、奥については梨北農業のものになっております。

○委員（藤原正夫君） わかりました。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の藤原委員の質問とちょっとかみますけれども、あそこの北側とい
うか、あそこはいわゆる奥は今言うとなり北農業協同組合、JAの土地だと、あそこに隣接す
る道路が東側のほうに向かってあるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） あそこの敷地については、道路敷はございません。

○委員長（赤澤 厚君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） これはJAの問題かもしれんけれども、例えば道路もないところに土
地があるということには、多少前のほうにある土地と奥とがもう藤原さんもそう思ったと思
うけれども、1本のものだと普通誰でも感じますよね。だからそういうことはやはり今後の

対策としては何か必要ではないかなというふうに認識するんだけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 入り口の集出荷所の土地の上に建物が建っております、その敷地を通過して奥のコミュニティーのほうに行っているわけですが、その辺施設については、条例を廃止して委託を出していきますが、土地については何の状況も今は出ておりませんので、今後土地の譲渡、あるいは貸し付け等についても、農協との話し合いで決めていきたいと考えております。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第74号 甲斐市双葉集出荷所条例の廃止の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第74号 甲斐市双葉集出荷所条例の廃止の件を終わります。

次に、議案第81号 甲斐市指定管理の指定の件（甲斐市コミュニティーホール双葉）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

下笹農林振興課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 引き続きよろしくお願いたします。

それでは、ホッチキスどめの議案集9ページをごらんください。

議案第81号 指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

1、公の施設の名称及び位置、名称でございますが、甲斐市コミュニティーホール双葉、位置につきましては、山梨県甲斐市岩森211番地でございます。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、所在地、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地、名称、梨北農業協同組合でございます。代表者の氏名でございますが、代表理事組合長、沢井実でございます。

3、指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日であります。提案理由でございますが、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものがあります。

次に、議会資料の18ページをお願いいたします。

補足説明をさせていただきます。

対象施設につきましては、甲斐市コミュニティーホール双葉でございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては、来年3月末の指定管理期間満了に伴いまして、再度更新するものであります。

2の公募形態につきましては、非公募とさせていただきます。

3の指定期間は、来年4月1日から平成31年3月31日の3年間としてございます。

4の検討の経過でございますが、本年5月26日の指定管理制度導入検討委員会において、本施設に指定管理制度を継続するか、あわせて特命指定として引き継ぎ、引き続き梨北農業協同組合とするか検討がなされた結果、引き続き特命指定として現指定管理者である梨北農業協同組合を指定管理者とする結論とされたものでございます。

5としまして、仮協定の締結でございますが、本定例会において指定管理者の議決がなされるまでの間ということで、先般12月2日付で仮協定書を締結の上、地方自治法の規定に基づきまして、今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

飛びまして、7の基本協定の締結でございますが、今議会で議決をいただいた後に、基本協定を締結いたしまして、来年4月から新たな指定管理機関として管理運営をお願いしていくこととしております。

資料の19ページ、20ページに基本協定の項目がございますが、第1条の目的から第44条の疑義についての協議までの協定を結ぶ予定となっております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

飛びまして4ですが、4の指定管理者が行う管理業務の範囲といたしまして、（1）管理施設の利用許可に関する業務、（2）管理施設の利用料金の徴収に関する業務、（3）管理施設等の維持管理に関する業務、（4）市または指定管理者が必要と認める業務となっております。

5番の管理施設の改修費等につきましては、（1）管理施設の改造、増築、移設については、市の費用と責任において実施するものであります。（2）管理施設の修繕につきましては、1件について100万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとなっております。

6の情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律及び条例、また、情報公開条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の扱いにつきましては、備品等は無償で貸し付けをし、備品等の修繕については、1件について30万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施し、経年劣化等により業務実施に供することができなくなった場合は、協議を行いまして市の費用により購入することとなります。

8の業務実施にかかわる市の確認事項につきましては、指定管理者は毎年年度終了後60日以内に業務の実施状況、利用状況、収支状況、自主事業の実施状況などの業務報告をいただくこととしております。

9の利用料金収入の取り扱いについては、本施設の利用料金は、指定管理者の収入とするものであります。

なお、本施設におきましては、従前と同様、指定管理料は市からの支出はございません。

以上、甲斐市コミュニティーホール双葉の指定管理者の指定についてご説明させていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑はございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 条例も余りよく知らなくて聞いて申しわけないですが、このコミュニティーホール双葉というのは、先ほどのお話しですと梨北農業の建物の2階部分というような形であるようですが、そもそもどういうことに対して、コミュニティーホールですから、市民の方が利用するような施設だと思いますけれども、設置の目的というのはどんなことに

なっているのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 当施設につきましては、旧登美農協、それと塩崎農協の合併時期ということで、市のほうでお金を負担しながら建設したというふうなことで聞いております。また、コミュニティーホールということで、農協の事務所の2階に外付けの階段を上りながら上に行ったらホールがあるわけですが、そこで今利用されているのがダンスとかそういう地域の人たちが使えるような施設というふうになっております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、当然電気ですとか維持管理にかかるわけですよね。使用料も条例で幾らというのは決まっているということで、それは指定管理者が収入として維持管理費に充てるということだと思いますけれども、幾らくらい入ってその維持管理にどのくらいかかっていわゆる赤字というか、それでやっていけているのか、JAが出しているのかどうか、その辺はいかがですか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 26年度の収支で報告をされたものによりますと、料金の使用料収入が24万ほどありました。それから管理経費ということで、施設が一体のものなので案分にして電気料等を出しておりますが、21万8,000円の支出ということで、実質2万2,000円の黒字というふうな格好になっています。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） お話を聞いていると、なんか農協の施設の一部というか、多分その農協の会議なんかでも使っているのではないかなと思うんですけども、利用形態がそんなようなことではないかと思うんですけども、先ほどの集出荷所のほうは一般に貸し付けるんだという形に指定管理でなくてそういう形にするんだということですが、これだって同じようなものではないかと思はうんですけども、そっちは指定管理を外してJAのほうへ貸し付けをすると、こちらもJAの2階にあるというようなことであればむしろ指定管理というよりも同じ形態にしたほうがいいのではないかなと思うわけですけども、その辺の見解は分けてやったというのは何か根拠があるわけですか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） 当施設は、やはり地域の醸成を願ってというふうなことで当時つくられたようでございます。現に現在も農協以外の方、近隣に住まわれている方のそう

いうダンスの練習に使ったりというふうなことで一般の用に供してありまして、甲斐市の使用料徴収条例のもとで料金を徴収しておりますので、やはり公の施設に該当するという判断をいたしまして、今回指定管理の延長というふうなことを提出させていただいております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。それはいいんですけれども、そういうダンスだとか文化的な形の活動のためにコミュニティーホールを利用するという、そういう目的で建てたのであれば、農林振興課がどうこうという問題でなくて、本来的にはやはりそういう文化活動の施設という位置づけをされたほうがいいのかなというように思いますけれども、何かそういう文化活動するというのでは、農林振興課のほうで所管というのもなんか違和感がありますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（赤澤 厚君） 下笹課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） やはり農協施設の上にあるというふうな位置づけの中で現在農林振興課で扱っておりますが、ダンスばかりではなくてほかの会合とかそういったものにも使っているようでございますので、例えばダンスという内容を出してございますが、そんなふうな一般の方にも使っていただけるような料金徴収体系ということで条例に定めてございますので、そんなふうなことでご理解願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室部長。

○建設産業部長（飯室 崇君） たまたま課長のほうからダンスという言葉が出てしまいましたが、定期的に使っていただいているのは、そのダンスの愛好家の方々が使っていただいているわけですが、先ほど課長のほうからご説明いたしましたように、当初このコミュニティーホール双葉をつくったのは、1階部分が農協の支所になっておりまして、2階部分がそのホールというふうなことで、旧登美農協と旧塩崎農協が合併したときになかなか農業者が集まって会合等ができないというふうなことがあったと思います。それで農業振興会とか、当然農協の団体も使うでしょうし、後には双葉農の駅企業組合なんかもできましたので、そういうところの総会をやったりとか、主たるものはそういった農業に携わる方々、あるいは農業振興にかかわる会議等を行う場合に使っていただきたいという趣旨でつくったホールだと思います。たまたま結果的には、年に何回かしか使わない団体ではなくて、ダンスが定期的に毎週使っていると、2週間に一遍使っているとかなというふうな結果になっておりますけれども、主たる最初の目的は、その農業振興に寄与するためというふうな形でつくられたものであると考えております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第81号 指定管理者の指定の件（甲斐市コミュニティーホール双葉）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告についてはご一任願います。

以上で議案第81号 指定管理者の指定の件（甲斐市コミュニティーホール双葉）を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時22分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

次に、議案第82号 指定管理者の指定の件（双葉登美団地地域し尿処理場）を議題とい

たします。

当局の説明を求めます。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまです。

それでは、ホチキスどめのほうの議案集11ページをお願いしたいと思います。

議案第82号 指定管理者の指定の件について説明申し上げます。

内容につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市地域し尿処理施設条例第3条の規定によりまして、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものがございます。

1の公の施設の名称及び位置でございますが、名称につきましては、双葉登美団地し尿処理場、位置は、山梨県甲斐市龍地1274番地でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、双葉登美団地汚水処理施設管理組合でございます。

3の指定期間でありましたが、平成28年4月1日から平成33年3月31日であります。

提案理由でありましたが、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を経る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

次に、議会資料で補足の説明をさせていただきます。

別冊のほうのホチキスどめのほうの議会資料になりますが、23ページをお願いいたします。

1の対象の施設につきましては、双葉登美団地地域し尿処理場でございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては、来年3月末の指定期間満了に伴いまして、再度更新するものがございます。

2の募集形態につきましては、非公募とさせていただきます。

3の指定期間は、来年4月1日から前回と同様5年間としてございます。

4の検討の経過でございますが、本年5月26日の指定管理者制度導入検討委員会において指定管理者の継続、募集形態について検討がなされました結果、建設当時から地元自治会主導で管理運営がなされてきた経過、それから地域に密着した施設であることを踏まえまして、前回と同様非公募の特命指定とされたものがございます。

5の仮協定書の締結でございますが、本定例会において指定管理者の議決がなされるまでの間ということで、先般11月26日付で仮協定書を締結の上、地方自治法の規定に基づきま

して、今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

7の基本協定書の締結でございますが、今議会で議決をいただいた後に基本協定書を締結いたしまして、来年4月から新たな指定機関として管理運営をお願いしていくこととしております。

ページが変わりまして、24、25ページをお願いいたします。

基本協定書の項目の内容がございますけれども、第1条の目的から第42条の疑義についての協議までの協定を結ぶ予定となっております。

26ページをお願いいたします。

飛びまして、5の管理施設の改修費等でございますが、指定管理者の費用と責任において実施し、その費用は施設の利用料金と指定管理者が管理する維持管理積立金を充てることとしております。

6の情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律及び条例、また情報公開条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の取り扱いにつきましては、指定管理者の費用によりまして購入または調達、それからまた経年劣化等の場合も同様とすることとしております。

8の業務実施に係る市の確認事項でございますけれども、指定管理者は毎年年度終了後60日以内に27ページに記載のとおり業務の実施状況、利用状況、収支状況などの業務報告をいただくこととしております。

9の利用料金収入の取り扱いにつきましては、本施設の利用料金は、指定管理者の収入とするものであります。

なお、従前と同様、指定管理料等の市からの支出はございません。

以上、双葉登美団地地域し尿処理場の指定管理者の指定につきまして説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 使用料と維持管理費で維持管理を行っているわけですが、昨年度あたりでどんぐあいになっているのでしょうか。赤字なのか黒字なのか。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 26年度の決算の状況でございますけれども、26年度につきましては、電気料等が高騰しましたので、若干積立金を取り崩して決算をおぶった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっとこれ教えていただきたいんですけども、このし尿処理場というのは、当初からこの管理組合に委託するつもりで建てたのか、それとも途中までは工事して途中からこの組合に指定管理としていたのか、この辺はちょっと歴史的なことをご紹介しますか。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 本施設は、昭和62年に竣工していきまして、約20年を経過しているんですが、当時から双葉登美団地汚水処理施設管理組合という組合に管理委託をしておりまして、地方自治法の改正により公の施設について指定管理を指定するという経緯の中で、指定管理というふうに変わったというふうに解釈しております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、建設費、配管とかいろいろな費用がかかったと思えますけれども、それは当然市が持っていて、それをそのまま今後維持するためには管理組合に委託するという事なんですか。ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） そのとおりでございます。

○委員長（赤澤 厚君） 何かございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） となりますと、周りというか、近隣の下水の本管理設と、あるいはこの登美団地は、33年までの5年間は全く見通しが無いというふうに考えてよろしいです

か。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 登美団地の自治体からも下水に切りかえたいという要望は受けております。26年度に管のカメラ調査等も行っておりまして、一部ちょっと修理を要するようなところもありますけれども、いずれにしても下水へ切りかえる方向では考えております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） そうすると、それは目標年度とかは考えているはずだと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 今回5年間の指定期間ということでありまして、5年間指定管理を行いますけれども、下水へ切りかえればその時点で終わるということで、早ければ5年間のうちには、管の状態にもよるんですが、管が古くて全部やりかえなければいけないという場合ですと当然年数はかかるんですけども、管をそのまま使えてある程度補修的なものでできるということであれば、工事費もそんなにかからないということで、早めに仕上がるのかなということで、今その工法的なものを模索中ということもありますので、若干今では何年度という目標は申し上げられないんですけども、申しわけないんですけども、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第82号 指定管理者の指定の件（双葉登美団地地域し尿処理場）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号 指定管理者の指定の件（双葉登美団地地域し尿処理場）を終わります。

以上で条例の審査は終了いたします。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて受け、質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） それでは、そのようにいたしますので、よろしく願います。

初めに、それでは下水道課より第4款衛生費、第3項清掃費及び第8款土木費、第4項都市計画費（繰出金）について説明をお願いいたします。

山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 引き続きまして、下水道課から一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

製本されている補正予算説明書になりますが、24、25ページをお願いいたします。

2段目になりますが、第4款衛生費、第3項清掃費、第1目清掃費の28繰出金18万3,000円につきましては、地域し尿処理施設特別会計への繰出金を増額するものでございまして、詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算のほうで説明いたしますので、よろしく願います。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

一番下の段になりますが、第8款土木費、第4項都市計画費、第3目下水道費の28節繰出金1,031万7,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計の繰出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、同様にこの後の下水道事業特別会計補正予算で説明いたします。

以上であります。よろしく願います。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで下水道関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時38分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開いたします。

次に、商工観光課より第5款労働費、第1項労働諸費及び第7款商工費、第1項商工費について説明をお願いいたします。

長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） お疲れさまです。

それでは、商工観光課から12月の補正予算につきましてご説明いたします。

議案書の36ページと補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

予算科目第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費、001労働関係職員費8万5,000円の減額であります。今回の補正予算は、労働関係職員1名の平成27年度の人件費当初予算を現員現給で再計算し直したもので、マイナス補正となっております。

内容は、第3節職員手当等3万5,000円の減額、第4節共済費5万円の減額であります。

次に、議案書37ページ、補正予算説明書26ページ、27ページをお願いします。

予算科目第7款労働費、第1項商工費、第1目商工総務費、001商工観光関係職員費65万7,000円の増額であります。これは課長を含む商工観光関係職員5名の平成27年度の人件費当初予算を現員現給で再計算し直したものと、扶養、通勤、時間外手当の補正で増額をお願いするものです。

内容は、第2節給料58万6,000円の減額、第3節職員手当等137万3,000円の増額、第4節共済費13万円の減額であります。

以上、12月補正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで商工観光課関係の質疑を終了します。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、続いて当局の説明をお願いいたします。

下笹農林振興課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） お疲れさまです。

それでは、農林振興課の12月補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の24ページ、25ページの下段をお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費をごらんください。補正前の額が1億2,465万1,000円に対しまして、補正額はマイナス1,451万3,000円となり、補正後の額は1億1,013万8,000円となります。今回の補正予算は、平成27年度当初予算を現員現給で再計算したものでございます。よりまして、そのために2節給与におきましては701万5,000円のマイナス補正となります。

3節職員手当におきましても、期末、勤勉、時間外、退職手当が減給によって変動影響がありまして、528万8,000円のマイナス補正となっております。

4節共済費におきましては、やはり221万円のマイナス補正となっております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 先ほどの説明もそうでしたね。今も説明の中で現員現給で再計算したというような説明だったんですけれども、本当は1月1日付現在の現員現給で予算計上してあったものを再計算したと、当然人事異動とかそれによって給与が違いますので、それでやったというような説明をしないと現員現給で再計算したというと何かおかしくなりますので、そのような説明にしたほうがいいと思いますので、別に質問ではありませんけれども、そうされたほうがいいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） あくまでもこれ米山委員の委員さんの意見でございますので、十分その辺は理解。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係についての質疑を終了します。

続きまして、建設課より第8款土木費、第1項土木管理費について説明をお願いします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 建設課から12月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書26、27ページ、議案書37ページになります。

予算科目第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、001土木管理関係職員費519万8,000円の減額であります。内容につきましては、建設産業部長含む建設課職員の4月の人事異動に伴います人件費でございます。

内容につきましては、第2節給料、第3節職員手当、第4節共済費の減額であります。

以上、建設課12月補正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

次に、第8款土木費、第4項都市計画費及び繰越明許、債務負担行為等について当局の説明をお願いいたします。

興石都市計画課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 大変お疲れさまです。

それでは、都市計画課から12月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書26、27ページをお願いします。

議案書につきましては、37ページになります。

予算科目第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、001都市計画関係職員費270万6,000円の減額であります。内容につきましては、都市計画課職員の4月の人事異動に伴います人件費であります。

内訳であります。第2節給料57万2,000円の減額、第3節職員手当等156万4,000円の減額、第4節共済費57万円の減額であります。

次に、繰越明許費につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の43ページをお願いいたします。議案書につきましては、38ページになります。

予算科目第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第13節委託料の塩崎駅周辺整備事業でありまして、繰越明許費4,851万8,000円であります。

財源内訳であります。特定財源、国県支出金2,177万9,000円、市債1,900万円、一般財源773万9,000円であります。

内容といたしましては、塩崎アンダーガード改築工事に伴います親杭及び鋼管柱の打設工事に発生しました支障物の撤去作業に不測の日数を要し、一部年度内の工事委託ができなため、その予算を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

補正予算説明書の44ページをお願いします。議案書につきましては、39ページになります。

債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての平成26年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成27年度以降の支出予定額等に関する調書になります。

事項につきましては、塩崎駅構内塩崎架道橋改築事業でありまして、限度額16億9,637万4,000円、平成26年度末までの支出額、期間、平成26年4月1日から平成27年3月31日、金額1億7,540万9,000円、平成27年度以降の支出予定額、期間、協定締結の日から平成30年3月31日、金額15億2,096万5,000円。財源内訳につきましては、特定財源、国県支出金3億6,023万7,000円、地方債8億1,112万5,000円、一般財源3億4,960万3,000円であります。

内容といたしましては、塩崎アンダーガード改築工事に発生しました間知石及びコンクリート床版の撤去作業並びに総合安全対策等に費やしました経費として東日本旅客鉄道株式会社に支出をするための予算を定めるため、今回債務負担行為の増額補正をお願いするものでございます。

なお、東日本旅客鉄道株式会社との施行協定締結の変更につきましては、本議会の債務負担行為の議決に基づきまして、次回の議会に提出をさせていただき予定であります。

それでは、詳細につきましては、本日お配りをさせていただきました資料に基づき、担当の中澤係長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。

○整備係長（中澤一昭君） それでは、私のほうから内容説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただきました資料を用いまして説明をさせていただきます。

まず、改めてこのたびの提出理由であります、資料の2ページをお開きください。

11月2日の本常任委員会の進捗状況報告の中でも触れさせていただきましたが、塩崎架道橋改築工事にかかわる親杭打設、鋼管柱打設の作業工程において、昔の鉄道施設と考えられる間知石積またコンクリート床版が線路敷の中の地中で発見されました。この支障物は当初想定していかなかったため、この支障物の撤去に不測の日数と追加の労力を費やすこととなりました。また、工事施行に当たり地元住民からの要請によりまして、騒音対策や交通誘導員の配置など安全環境対策等の対応も行ったことなどが工事施工費の増額の要因となりました。

資料の1ページをお願いします。

架道橋改築工事工事費概算額調書（変更）でございます。

協定当初額と今回の増工増額の内容比較を示してございます。

表の左、区分に道路施設、鉄道施設とございますが、今回の増工につきましては、道路施設の部分の工種にその要因が該当します。工種の準備・跡片付工から増工種別の内容について説明いたします。

まずは、注意喚起等看板設置、騒音・振動計設置、防音パネル設置について、資料の4ページをお願いします。

写真の9、迂回路案内看板、10番、注意喚起看板の設置を行いました。こちらの看板は、長期車両通行どめに当たり警察と協議をした結果、周辺地域はもとより広域に周知をすること、また、児童・生徒の通学路となっていて、特に山本踏切について注意喚起を施すよう指導があったため、設置工事を実施したものであります。写真9番の迂回路案内看板は26枚、10番の注意喚起看板につきましては、12枚の設置をいたしました。

その下、写真11番、12番、こちらのソーラー式の警告灯とネオンサインを南口、北口通路入り口に配備をいたしました。こちらにつきましては、アンダーガード改築工事が完成するまで、始まりから平成30年3月まで、月にしまして40カ月となりますが、昼夜問わず24時間点灯させております。

続きまして、騒音・振動計設置、防音パネル設置についてでございますが、5ページの写真、13番、14番をごらんください。

騒音計、振動計につきましては、平成26年11月の地元説明会にて、近隣住民の方から要望として承りました。防音パネルにつきましても、工事現場に接しています住民からの強い要望があり、騒音の外への響きを抑えるため、作業ヤードを囲むように高さ3メートルの防音パネルを南口、北口、合計延長で200メートルの設置工事をいたしました。

続いて、工種、準備工、跡片付工の増工を積み上げた結果、合計で2,289万円増工となっております。

次に、工種、立杭掘削、増工種別といたしましては、親杭（H鋼）打設箇所支障物撤去、その下の工種、工事桁・仮橋脚、増工種別、鋼管柱打設箇所支障物撤去でございます。このたびの増工増額の主たる要因であります。さきの常任委員会のときに説明させていただきました内容ではありますが、線路を支える桁の基礎となり、線路を安定させるため地中に打つ親杭、鋼管柱打設にて発生しました支障物、石積とコンクリート版、これの撤去にかかった経費であります。

資料の3ページをお願いします。

写真の1から8までが、撤去の状況及び一連の作業状況の写真であります。この作業には、低空頭杭打機という特殊な機械、重機を使用しなければならない作業でありまして、その機械経費、また、そこに携わる労務費、作業経費が積み上げの対象となっております。

また、日々の仮設ホームの撤去、復旧、作業中の軌道、線路の監視、夜間作業の保安員などこの撤去作業を日々繰り返しかかった追加の経費を積み上げた結果が親杭支障物撤去に4,681万8,000円、鋼管柱支障物撤去にこれは施工ロスを軽減するためのボーリング調査の作業員も含まれておりまして、7,732万8,000円という増額となっております。

続きまして、工種、函体構築です。名前のとおり、主たる工事はRC函体、歩道、車道のボックスカルバートの施工であります。今回の増工内容ですが、現在市の発注でアンダーガード排水施設整備工事を線路の北側で行っております。

資料5ページの写真15番、16番をお願いします。

この工事は、鉄道施設の近傍にて掘削をしたり土どめ矢板を打ったりするというため、JRと綿密に協議をした結果、鉄道の安全ルールといいますか、鉄道施設、線路、ケーブルを監視等保護を行う必要が生じました。写真15番です。上下線線路の真ん中に白い本管が伏せてあります。これが線路の状態、変化を計測する装置でありまして、上下線30メートル間、計60メートルをJRにお願いして追加で設置していただきました。

写真16番、現場内で背の高い重機が動きますので、断線防止と注意を促すため、赤い矢印で示してありますように、電力信号のケーブルに防護管を30メートル、これもJRにお願いして設置をしていただきました。この北口排水機場整備に伴う防護工としまして、追加経費を積み上げた結果、667万円の増額となっております。

次に、保安工の交通整理員配置でございます。

資料の5ページの写真17番、18番をお願いします。

こちらにつきましても、長期車両通行どめに際しまして警察との協議、また地元説明会の要望に基づき、アンダーガードの出入り口と混雑が予想された山本踏切の通学児童や迂回自転車の安全確保のため、歩行者と自転車専用に交通整理員の配置の増員をしてもらいました。また、その後も双葉西小学校から山本踏切の交通整理員の配置時間を延長してもらいたいとの要望があったため、その対応を行いました。結果、交通整理員の増額が240万円となりました。

ここまで説明させていただきました7つの種別の増工により、資料1ページの概算額調書、

表の増減額欄の準備・跡片付工から保安工までのトータル計1億5,610万6,000円、直接工事費がふえました。この直接工事費に管理費、この費用はJRが施工業者への発注や施工管理等に要する費用でありまして、このJR管理費780万6,000円を足し込みまして、かつ消費税を計上しますと、合計で1億7,702万4,000円となります。

以上の内容によりまして、想定されていなかった現在の協定に計上されていなかった作業、施工が増工となり、工事費が増工したため協定額の増工変更が必要となりました。

したがいまして、塩崎構内塩崎架道橋改築事業の当初施行協定締結額15億1,935万円をお願いしてありました債務負担行為限度額を1億7,702万4,000円の増工増額によりまして、16億9,637万4,000円に変更したくお願いするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 当初説明ですと、委員会にあったときに現地ブロックとか床版が新たに出てきて工事費が増工するという説明があったわけですが、今お聞きしていますと、それ以外にも当初からには入っていなかった、例えば防護管だとか、交通整理員の増員とか、地元の要望等でふえた分もあるというようにお聞きいたしました。ここで4番目に出てきた石を見てもそれほどびっくりするほどの石が出ているわけではありませんが、そのために1億7,700万もふえるのかなというのが実際びっくりしているところがございますけれども、これらは当然夜間しか時間的にも行けないということもありますけれども、工期が余り時間がないというようなこともあります。設計は全部JRのほうでこれはされたわけですね。

○委員長（赤澤 厚君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 今回にかかった増額の設計等は、JRのほうでJR独自の単価表、経過表を使つての計算になります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうするとこの1億7,000万という非常に高い金額が突き出されたわけですが、検証というんですか、例えばもっと細かい内訳が当然もらっていると思えますけれども、そういう内訳を単価表を使つてちゃんと検証されたのかどうか、間違いがなかったかどうかその辺はいかがですか。

○委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。

○整備係長（中澤一昭君） お答えします。

この鉄道施設の工事は、当然一般的な建設工事とは大きく異なっておりまして、特殊であり、また専門的な工事であります。JRの積算基準、歩掛かりは今課長が説明したとおり、JR独自で設定している査定積算マニュアルで積算を行っております。JRも私どもと同様に積算基準歩掛かりについては、マル秘事項、公表されません。開示されておられません。ということで、我々が官公庁が工事発注時に工事の積算のもとであります私どもの歩掛かりであります土木工事標準積算基準書という基本となる歩掛かりとあとNETISと言いまして、国で配信しております新技術情報提供システムなどを使いまして、同等または同類の工事を積み上げ、積算を私どもも行いました。一応JRから提示されたその金額の内容の精査をそのような形でかけました。結果、0.5%ほどの差異であったため、おおむね適正な価格であると判断したところでございます。

また、米山委員のほうから指摘がありましたこの写真4番の集積状況ですけれども、正直申しまして、コンクリートのがらと今回の発生した石積のボリュームというのは、さほど一般的な土木工事に比べれば同等な、そんなびっくりするほどの量ではないのですが、なぜここまで増額になってしまったかといいますと、これは本当に出てきた構造物の量というよりも、そこに費やした日数と労力を要したというのが大きな原因であると思っております。

先ほども言ったように特殊な工事でありまして、議員のほうからもお話しありましたとおり、1日の作業時間が3時間ないし4時間弱というような、電車が運行しない限られた施工でやっております。当初のまま何事もなければ一般編成での作業でありましたが、通常の打設作業部隊とまた今回出てきた支障物の撤去作業部隊と2班編成で現場に当たることになってしまいました。全体工程が定められているということと、当然完成期日が決まっているため、市にしてもJRにしても施工会社にしてもこの時期に大きな工程のおくれ、ずれを出すことは避けたいといったため、作業編成を変えてふやして撤去、打設の作業を行いました。

この前にもちょっとお話ししたとおり、一晩の作業工程というのは、先ほどもちょっと説明したとおり撤去の撤去班、軌道の監視があつて保安員が4人ほどずうっと見張りをしていて、あとまた現場に入るのにホームをとってまた設置すると、この作業工程を親杭の撤去に延べ27日で、鋼管柱の撤去作業に延べ42日という日を費やしたことがやはり増額の主な要因となっております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） もちろん積算されて間違いはないとは思いますが、なかなかこの支障物を見ても例えば大きな転石があってそれを割ったりどかすのにすごく困難で幾日もかかったとかいうようなものではないわけですよ、この間知ブロックのような石ですから、そんなに支障はないかなと素人考えですと思うわけですが、それに1億7,000万もかかるというようなことで、ちょっといかがなものかと思うところもございますが、この支障物の撤去のために1億7,000万ではなくて、先ほどの聞いていますと、看板だとか、例えば防護管だとか、あるいは振動計をつけたとか、防音パネルをつけたとかという、それとは関係ない住民の要望とかそういうものでもって設置をするというものがあるわけですが、それはどなんぐあいになっていますか。撤去のために例えば1億円かかってあと7,000万はこっちだとかという内訳的なものはちょっとわかりましたらお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 先ほど係長も説明しました工事費の概算額調書の準備・跡片付工で2,289万円という部分がこの間知石以外の防音パネル等の金額になりますが、このまだ内訳をとということでしょうか。

○委員（米山 昇君） いいです。2,000幾らね。

○都市計画課長（興石春樹君） 2,289万円。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 1億7,700万円のうちの2,200万がそうした看板とかいろいろな設備で、残りの1億5,000何百万がいわゆる支障物の撤去だとかという形でかかってしまうと、そういうことでよろしいですか。

○委員長（赤澤 厚君） 答弁してください。

興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） そのとおりでございます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 金額が大きくなりましたね。それで上からちょっと確認ですが、一番大きいのが7,700万先ほど係長の説明ですが、撤去ということなんですけれども、撤去の状況というか、進捗状況、ここで写真の4番ですか、大小あるんですけれども、進みぐあいというのは順調なんですか。

- 委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。
- 整備係長（中澤一昭君） この支障物の撤去作業につきましては、11月末に杭打ちまで全て完了しております。
- 委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） そうすると、では杭打ちまでというところで見るとどこに飛ぶんですか、杭打ちだったら7,700万はもう終わったということだね。そして、交通整理員さんはあれだし、北口排水……。
- 委員長（赤澤 厚君） 概算のほうの進捗状況ということ。
- 委員（藤原正夫君） そうそう、どこになると。
- 委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。
- 整備係長（中澤一昭君） 今藤原議員がおっしゃっている杭打ちまで全て終わったというのは、ごめんなさい、大まかというか、今回増工の種別だけ載せましたもので、工事桁・仮橋脚、この中に該当するんですけども、まだこの中にも別のさまざまな工種が入っております。立杭掘削という中に親杭（H鋼）の打設が計上されていまして、この工事桁・仮橋脚の中に鋼管柱の打設作業というのが金額として計上されていると、このほかにもあらゆる工種がまだ終わったのもあればこの先まだ進む、やらなければならないという工種がちょっとここには一くくりになっております。とりあえず鋼管柱の打設が終わったところがこの工事桁・仮橋脚の中に入っております。
- 委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） わかりました。その中に7,700万というのがこの項目の中に入っているということですね。はい、わかりました。
- あと、この交通整理員ですけども、240万ということで、まだこの先ずっとあれで、これはこれで交通整理員さん1人か2人だと思んですけども、最後までの見積もり、見積もりと言うとあれだけでも、これで大枠足りるという計算なんですか。最後にちょっと。
- 委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。
- 整備係長（中澤一昭君） お答えします。
- この交通整理員につきましては、今回のこの通行どめに際しまして、南口、北口の出入り口に配備したというのと、先ほど言ったように山本踏切、通学路が大変危険が予想されるということで、増員をかけて配置したところであります。これはこれで1回終わっております。
- 委員（藤原正夫君） はい、わかりました。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 消費税のことでちょっとお伺いしたいと思うんですが、現状こういうふうに別枠で消費税等々ということで数字がはじき出されているんですが、これは8%時代というか、もうすぐ増税になるんですけれども、それまでに仕上がる工事とそれ以降にまた発生する工事が出てくると思うんです、ひょっとして。その場合の8%から10%に上がったときの予定というのは考えていらっしゃるでしょうか。当然JRは上がると思いますけれども、そういうことはまた再度考えられるということによろしいのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 議員さんのおっしゃるとおりです。上がった場合にはまたそこで計算をし直した中で協議をかけるということになります。

○委員長（赤澤 厚君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、早く増税前に完成すれば余計な消費税はかからないということなので、ぜひその辺も強力に進めていただければということです。返事は要りません。よろしくどうぞ。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございませんか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 先ほどからの説明でこれ歩掛かりとかJRの積算体系を使ってやっているからこういう高いものになってしまうんだろうと思うんですけれども、交通整理員とかというものは、これは一般工事と変わらないですよ。結局こういう住民からのどうのこうのということでこういうものを配置したと、警察からの指導とかという説明があったんですけども、そうであったらやはり一般の建設工事とか、市内で行われているやつがありますよね。そういうものにもやはりそれをふやせというのでなくて、こういうものをJR自体がそういう積算体系を使っているんだったら、一般の工事にもその体系を使えとは言わないけれども、そういうその辺はこういう工事をしながらも皆さんお勉強して普通の市内の業者がやっているそういう建設工事にも反映してもらおうようなことも考えてみたらどうかというように感じもしますけれども、どうですか、そういうようなのは。

○委員長（赤澤 厚君） 中澤係長。

○整備係長（中澤一昭君） お答えします。

単価的には、やはり一般土木の交通整理員より若干高い単価をJRのほうでは持っています。ちょっと比較になるかどうかわからないんですけども、私ども使っています公共工事の労務単価、例えば普通作業員であれば1万8,000何がし、特殊であればまた2万何がしというようなものがあるんですけども、公表されている単価ですので、その労務単価は、俗に言うJRで使っています軌道工という労務単価が3万9,100円というようにやはり特殊という扱い、これ公表されておりますが、扱いになっております。

今回、交通整理員の増員というお話をしたんですけども、時間帯も24時間立っていた、立たせた場所もあれば12時間というようなこともありまして、今回そういったちょっと配置された時間帯もまちまちだというようなこともありまして、今回の240万というような増額になってしまったんですけども、一般的に我々が通常やっている建設土木工事にも今後もその誘導員に関しては反映というようなお話しだと思いますけれども、場所によって、内容によっては当然そういった労務や労力や見ていかなければならないかというふうに我々も感じ、日々そのようなつもりで業務しているところでございます。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 一般の工事についてもそういった増員等を考慮していくということだから、その辺をJRでなくて、その辺も十分……。

興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 市で発注する工事の人員体制と増員等につきましては、また業者等の要望を聞きながら今後また工事ごとに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） その単価自体は、今、係長が説明してくれたように確かにそうだと思うんです。けども、要するに歩掛かりのほうなんだよね。だからそういうものを一般の建設工事なんかでもこういうものが需要だというのは、やはり反映していつてもらいたいというのが一般的な業者の要望ではないかなと、その辺は答弁要らないですから、とにかく考慮してよろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） ぜひまた要望がありましたので、よろしくお願したいと思っております。なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。

4時半ということをお願いします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時28分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

次に、第4款衛生費、第2項環境衛生費について当局の説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。

それでは、衛生費、環境衛生費、環境衛生総務費について補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算の資料でございますが、22、23に項目がありますが、実質はその次の24、25ページをお願いいたします。

こちら28節繰出金でございますが、14万9,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、簡易水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の減ということになりますので、内容につきましては、簡易水道事業特別会計補正予算のところでご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで上水道関係の質疑を終了します。

以上で議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了いたし

ます。

これより本委員会に付託されました議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

建設部長が退席いたします。

〔建設部長退席〕

○委員長（赤澤 厚君） 引き続き補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。この後行います特別会計審査方法であります。全て歳入歳出一括で説明を受け、審査をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、議案第68号 平成27年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きよろしくお願いたします。

議案集59ページ、甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。説明のほうは、補正予算資料の124、125をお願いいたします。

まず、歳出のほうからお願いいたします。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費でございますが、こちらは4月の人事異動に伴

います人件費の補正でございます。14万9,000円の減額の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、その他ということで、先ほど説明いたしました一般会計からの繰出金の減額でございます。節につきましては、2節給料6万8,000円の減、3節職員手当等6万1,000円の減、4節共済費2万円の減で、合計14万9,000円の減でございます。

歳入をお願いいたします。

122、123で、その前のページになりますが、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前が6,681万5,000円に対して補正額14万9,000円で、補正後は6,666万6,000円となります。節でございますが、1節一般会計繰入金14万9,000円の減ということでお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第68号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第68号 平成27年度甲斐市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案についての討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告についてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第68号を終了いたします。

次に、議案第71号 平成27年度甲斐市水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きお願いいたします。

こちらのホチキスどめでございます。水道事業会計補正予算説明書（第1号）、こちらをお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、4目業務及び総務係費でございます。

配水及び給水費につきましては、工務係、施設管理系の職員給与の改定に伴う減額でございます。

4目の業務及び総務係につきましては、部長、私及び上水道総務系の職員の給与の改定に伴います減額でございます。

総額でございますが、既決予定額が8億4,233万4,000円に対して955万8,000円の減額をお願いいたしまして、計8億3,277万6,000円ということになります。

それでは、ページをまくっていただきまして、3ページでございます。

職員給与費の明細ということでございます。

補正前につきましては、職員12名で予定しておりましたが、人事異動の関係で職員11名、1人産休ということで、1年間お休みをいただくということで、1人減となっています。それに伴います減額ということでございます。

給与費の明細ですが、給与、一般会計によりますと2節の給与費になりますが、479万9,000円の減、手当、これも一般会計でいうと3節の職員手当等になりますが、336万9,000円の減で、その右隣にいきますが、右の一つ飛んでいただきまして法定福利費、こちらが一般会計でいきますと4節の共済費に相当いたしますが、こちらが139万円の減、合計いたしまして955万8,000円の減をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第71号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第71号 平成27年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案についての討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終了いたします。

ここで暫時休憩をし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時39分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第69号 平成27年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまです。

地域し尿処理施設特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集の61ページをお願いいたします。

議案第69号 平成27年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,801万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入から説明いたします。

補正予算説明書136、137ページをお願いいたします。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金18万3,000円の増額は、人件費の増額に伴う増額補正であります。

次に、歳出であります。

補正予算説明書の138、139ページをお願いいたします。

第1款衛生費、第1項地域し尿処理施設費、第1目地域し尿処理施設維持費18万3,000円の増額は、4月の人事異動に伴いまして増額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第69号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第69号 平成27年度甲斐市地域し尿処理施設特

別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第69号を終了いたします。

続きまして、議案第70号 平成27年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 下水道事業特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集の65ページをお願いいたします。

議案第70号 平成27年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,270万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入から説明いたします。

補正予算説明書の150、151ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目下水道負担金、第1節受益者負担金500万円の増額です。受益者負担金は、1年4回で5年間納めていただくのですが、5年分を一括納入することができます。その一括納入が多かったための増額であります。

次に、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金1,031万7,000円の減額は、人件費の減額に伴う職員給与費の繰入金の減額補正及び受益者負担金の増額に伴う公債費繰入金の減額補正であります。

次に、歳出であります、補正予算説明書の152、153ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、説明欄になりますが、001下水道関係職員費631万7,000円の減額は、4月の人事異動に伴いまして減額補正をお願いするものであります。004受益者負担金徴収費100万円の増額は、一括納入が多かったための一括納入報償金の増額でありまして、8節報償費の100万円増額補正をお願いするものであります。受益者負担金につきましては5年分を一括納入することができますが、5年分を一括納入すると19.2%の一括納入報償金を交付しております。

次に、第3款公債費、第1項公債費、第1目元金は、一般会計繰入金を減額いたしまして一般財源を増額する財源構成でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 受益者負担金5年一括で19.2%という非常に高利の報償費が払われるわけですが、当初見込んだよりも多く入ったということだと思えますけれども、どの程度の率でこの一括が納められているのか。

○委員長（赤澤 厚君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 5年分一括で平成26年度だと78.5%、約8割の方が5年分を一括納入されております。27年度については81.4%ほどを見込んでおりまして、3ポイントほど増になる見込みをしております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第70号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第70号 平成27年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案についての討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告についてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第70号を終了いたします。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

それでは、次に、その他に入ります。

委員から何かありましたら、お願いをいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 次に、事務局から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時48分